

国住指第1681-2号
平成25年8月13日

13.8.19

各関係団体の長 殿

国土交通省 住宅局長

建築物防災週間（平成25年度上期）の実施について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成25年度上期における建築物防災週間の実施につきまして、別添のとおり国土交通省及び特定行政庁において実施することいたしましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

国住指第1681号
平成25年8月13日

各都道府県知事 殿

国土交通省 住宅局長

建築物防災週間における防災対策の推進について

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和35年以来毎年2回実施しているところです。

この度、平成25年度上期における建築物防災週間の実施につきまして、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成25年8月30日（金）から9月5日（木）まで

2. 平成25年度上期の重点事項

（1）住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

南海トラフの海溝型巨大地震や首都直下地震の発生が懸念される中で、大地震の発生に備え、建築物の耐震化をより一層強力に推進することが必要となっています。また、東日本大震災においては構造躯体だけでなく、天井、外壁、設備等の脱落による被害が生じているところであり、これらの非構造部材の安全確保が必要となっています。住宅及び建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性及び重要性について、一層の周知に取り組んで下さい。

また、耐震診断を行っていない特定建築物の所有者等に対しては、速やかに当該建築物の耐震診断を実施するよう強力に指導・指示するとともに、耐震診断の

結果倒壊の危険性が高いとされた特定建築物の所有者等に対し、耐震改修の速やかな実施を強力に指導・指示してください。特に学校、病院等の公共建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく災害時の機能確保の観点からも最優先で取り組んでください。

住宅については、町内会等の地域コミュニティや建築関係団体等と協力して、街区単位で全戸訪問による普及啓発、一斉耐震診断等を実施するなど、集中的、重点的に取り組んでください。

(2) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

近年、外壁タイル、ひさし、外部廊下、天井、サッシ、看板及び看板メンテナンス用の梯子などの落下や、電気給湯器の転倒、防火シャッター、昇降機などを巡る事故など、既存建築物に関わる事故が発生しております。このような事故を未然に防ぐためにも、適正な維持保全や定期報告の実施は重要であり、建築物等の所有者等に対して、広く周知してください。なお、特定行政庁より報告を受けた建築物事故の概要については、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/accident.html>) に掲載しておりますので、参考にしてください。

定期報告については、平成20年4月1日の建築基準法施行規則の一部改正等の施行により、調査・検査の項目、項目毎の方法、結果の判定基準を明確化し、外壁タイルの劣化損傷の調査や防火シャッター等の防火設備の作動確認、不具合等に係る情報など報告内容を充実しております。特に未報告の所有者等に対して、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。

また、不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

(3) 既存建築物の窓ガラスの地震対策等の調査及び是正指導の徹底

既存建築物の窓ガラスの地震対策及び外壁材、広告板の落下防止対策、民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合は是正指導をお願いしてきたところですが、報告や是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対してアンケートや文書の発出、個別訪問等により報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第9条及び第10条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物については、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第18条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

(4) 既設エレベーターの安全対策の促進について

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置等の安全対策が義務付けられていますが、既設エレベーターについても安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があるところです。国土交通省では、「戸開走行保護装置等の設置の促進について（平成24年4月27日付け国住指第291号）」で通知したとおり、安全対策の促進のため、既設昇降機安全確保緊急促進事業の創設やエレベーターの安全装置に係るマーク表示制度など戸開走行保護装置等の設置促進策についてのご協力をお願いしたところです。また、「戸開走行保護装置の設置の促進及び設置済みマークの活用について（平成24年11月6日付け国住指第3008号）」を通知し、定期報告等の機会に既設エレベーター及び公的建築物等の所有者、管理者に対する戸開走行保護装置等の設置及びマーク表示の指導など、安全性の確保について協力を依頼しているところです。つきましては、これらの趣旨をご理解いただき、積極的に既設エレベーターの安全対策の促進を図っていただけようお願いいたします。

3. その他の実施事項

(1) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、定期報告が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

(2) 違法設置エレベーター対策の着実な実施

違法設置エレベーターについては、「違法に設置されているエレベーター対策について（平成22年1月27日付け国住指第3968号）」により、その把握と是正指導をお願いしているところですが、昨年4月にも違法に設置され構造に不備があるエレベーターの使用による死亡事故が発生しております。本事故に関連し、「テーブルリフトを利用した昇降機の緊急点検の実施について（平成24年6月20日付け国住指第1165号）」により緊急点検をお願いし、実施状況について（平成24年8月31日時点）平成24年10月2日付けで公表しています。また、別の事故に関して平成24年12月21日付け、平成25年1月22日付けで緊急点検のお願いをしているところですが、この他、建築物の用途等の優先順位をつけた計画的な調査や労働基準監督署との情報交換等により違法設置エレベーターの把握をすすめ、基準に適合しないエレベーターについては是正指導を適切に行ってください。

(3) 昇降機及び遊戯施設の適正な維持保全・運行管理の徹底

昇降機については、「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針（平成5年6月30日付け建設省住防発第17号）」に基づき、昇降機の所有者等に対し適切な維持保全・運行管理の徹底を指導してください。特に大規模集客施設等のエスカレーターについては、「大規模集客施設等のエスカレーターの事故防止について（平成20年8月4日付け国住指第1777号）」に基づき、その適正な運行管理の徹底を指導してください。

また、遊戯施設についても、「遊戯施設の維持保全計画及び遊戯施設の運行管理規程（平成12年12月26日付け建設省住指発第932号）」及び「遊戯施設の安全な運行管理の徹底について（平成23年1月31日付け国住指第4939号）」に基づき、当該施設の所有者等に対し、その安全な運行管理の徹底を指導してください。

(4) 工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成22年10月20日付け国住指第2669号）」により、解体工事における安全確保及び危害防止について周知徹底を図っているところですが、その後も解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えるかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第90条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建第103号、国住防第3号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成23年8月24日付け国住防第4号）」等における再発防止策等の例について工事の施工者等に広く周知する等、必要な対策を講じてください。

(5) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、建築物防災週間の広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

(6) 関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

4. 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙1-1、1-2、2~5を平成25年9月30日（月）までに提出頂きますようお願いいたします。なお、別紙1-1については、各特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙1-2、2~5については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。

提出していただいた実施結果は、取りまとめ次第公表する予定です。

なお、未報告の建築物、未是正の建築物については、必ずアンケート等により直近の状況を把握の上、回答いただきますようお願いいたします。

※天井の脱落対策に関しては、建築基準法に基づく天井脱落対策の規制強化を踏まえ、調査の対象及び調査の内容を見直すこととしており、後日、調査の依頼を行います。

5. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 鈴木

電話 03-5253-8111 (内線39569)

【参考1】平成23年8月24日国住防第4号

最近起きた事故のうち、その原因が明らかになった事故に係る再発防止策等例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
 - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
 - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
 - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破碎すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするために、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。

【参考2】平成24年1月31日国住防第10号

最近起きた事故に係る再発防止策等の例

- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。

最近起こった事故に係る再発防止策等の例

- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずること。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。